

報 道 資 料

令和2年7月12日(日)
総務部人事課
参事 常 田(内2173)
人事係長 和田(内2178)
0742-27-8349(ダイヤル)

総務部総務厚生センター
所長補佐 水谷(内2205)

職員の新型コロナウイルス感染について

奈良県職員が、令和2年7月11日(土)に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

1. 感染者の概要

年 齢：40歳代 性 別：男性
所 属：県土マネジメント部技術管理課(奈良県分庁舎6階)
居住地：大阪府東大阪市

2. 症状概要

発症日 症状	7/8(水) 22:00ごろ 発熱あり
検体採取日 結果判明日	7/10(金) 7/11(土)
入院等の日(予定含む)	7/12(日)から大阪府の宿泊療養施設に入所
現在の状況	無症状
特記事項 (行動歴等)	7/6(月) 出勤(マスクの着用あり) 7/7(火) 出勤(マスクの着用あり) 7/8(水) 出勤(マスクの着用あり) 22:00頃 発熱あり 7/9(木) 自宅待機 7/10(金) 近医に電話による診療相談後、 近医の指示によりPCR検査実施 7/11(土) 陽性判明

3. 対応状況

(1) 現場等感染対策

- 7月12日(日)8時から分庁舎(技術管理課執務室、感染者の経路部分、6階男性用トイレ、エレベーター等)の消毒を実施しました。
- 濃厚接触者の特定が完了するまで、県の独自調査により接触を確認した職員のうち自宅待機すべきと判断した40人に対し、7月13日(月)以降、自宅待機させることとしました。
- 濃厚接触者と特定された職員については、PCR検査を実施します。

(2) 今後の感染拡大防止に向けた対応

- 改めて、職員に対し「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「人と人の距離の確保」、「出勤前の検温の実施」、「換気の徹底」等を周知徹底します。

(3) その他

- 感染したことは決して本人が責められるべきものではないことから、感染した職員の状況に応じ、メンタルケアを実施します。
- 併せて、感染者や濃厚接触者などに対する差別、偏見、誹謗中傷をしないよう全職員に対し、周知徹底します。

・感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、感染した職員及び家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いいたします。
・施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。